一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡下北山村大字上池原九一五から九一八まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び下北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡あさぎり町皆越字柿原一一二五の二、一一二六の一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及びあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市南宮原字上二三九の一五、二四一、二四三、二四四、二六七
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字村上二四一、二三九の一五・二四三・二四四・二六七（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡西原村大字河原字南山四二三七の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡小国町大字北里字西ノ谷一三〇八の三の八、一三〇八の三の九
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西ノ谷一三〇八の三の八・一三〇八の三の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町仁田尾字奥小原四九の一二
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村大字江代字平谷一四七七の一、一四七七の三から一四七七の五まで、一四七七の七、一四八三の一、一四八三の五、一四八四の二、一四九〇の一、一四九〇の四、一四九〇の六、一四九一の一、一四九一の三、一四九三の一、一四九三の二、一四九四の一、一四九四の三
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　山梨県甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三の九五〇から四七八三の九五三まで（以上四筆国有林）、四七八三の六七七（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市大野字道沢三五一五（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　解除の理由　道路用地とするため
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町波木井字古屋敷二六八三（国有林）、南部町福士字西根熊一五九〇五の七、一五九三二の二、一五九三二の三、南都留郡忍野村忍草字鐘山二八〇五の四、二八〇五の五、山中湖村平野字不動坂二四四一の一一・二四四一の一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四八三の三、二四八四の三、二四八六の三、二四八七の三、二四八八の三、二四八九の三、笛吹市芦川町上芦川字品沢一八一二の二、一八一二の四から一八一二の九まで